

平成 22 年 6 月 29 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コ ー ド 番 号 : 3 8 2 5)
電 話 番 号 (0 3) 6 2 0 6 - 2 2 2 0

答弁書と課徴金について

当社は、平成22年6月18日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しており、課徴金について審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領しておりますが、当社は協議の結果、同通知書に記載された金融商品取引法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金 1,500,000 円

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、株主の皆様をはじめ、投資家の皆様、市場関係者の皆様の信頼回復に努めてまいり所存です。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に対して、大変なご迷惑ご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100618-1.htm

以上